

平成22年5月21日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2004～2009

課題番号：16090104

研究課題名（和文） 国際取引における特許・商標権の研究

研究課題名（英文） Research on Patent and Trademark in International Trade

研究代表者

河野 俊行 (KONO TOSHIYUKI)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：80186626

研究成果の概要（和文）：

- (1) 日本の知的財産法に関する総合ポータル（英語）を作成。
(<http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/ip/index.html>)。
- (2) 2回のシンポジウムで日本の特許及び商標に関する特殊性の洗い出し、その基底にある問題点の法理論的分析。
- (3) 知的財産権と渉外民事訴訟に関する立法案を策定、日本英国で出版。
- (4) 6年間を通じて95の著書、論文を公表。

研究成果の概要（英文）：

- (1) A portal site on Japanese IP law in English was created by the project members.
(<http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/ip/index.html>),
- (2) Analysis on specificities of Japanese patent and trademark laws at two symposia,
- (3) Legislative proposal on IP and Cross-border Civil Litigation was made and will be published both in Japanese and English,
- (4) Publication of 95 articles and books during 6 years.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2004年度	8,200,000	0	8,200,000
2005年度	10,600,000	0	10,600,000
2006年度	11,400,000	0	11,400,000
2007年度	10,600,000	0	10,600,000
2008年度	9,300,000	0	9,300,000
2009年度	8,400,000	0	8,400,000
総計	58,500,000	0	58,500,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：特許、商標、産業財産権、国際取引、国際裁判管轄、準拠法、国際私法、外国判決承認

1. 研究開始当初の背景

失われた10年といわれる1990年代も、国際取引関連の法制度面から振り返ると、それはむしろ「実りの10年」であったとい

ってよい。会社法、倒産関係法、民事訴訟法、仲裁法、証券取引法といった国際取引に関係する重要な法律がこの10年余りのうちに大幅改正されるにいたったからである。また

国際取引の基礎とも言うべき国際私法典の大幅な改正として2006年に成立した「法適用に関する通則法」の改正作業は、研究開始当初にはすでに開始されていたし、国際裁判管轄権に関する立法の準備作業もアジェンダにあがっていた。研究開始当時そして現在もなおわが国の最重要政策の一つである海外からの投資を促進するためには、法的リスクの計算を可能とする情報が必要であるから、そのためには近時成立した国際取引に関係する諸法に関する十分な情報が対外的に発信されなければならない。しかも、ここでいう十分な情報とは、法律条文そのもののみならず、法律の注釈、関連する判例の紹介、解説等まで含むものでなければならない。このような法の有機的な形を明らかにして始めて、国際取引に必要な法の全体と細部がわかるようになるからである。しかしこのような体系的な取組はこれまでなされてこなかった。かかる状況のもとに本プロジェクトはスタートした。

本研究が取り扱うのは知的財産法のなかの産業財産権(特許及び商標)であるが、これらについて法令や重要判例を網羅した総合的なポータルはなく、英語によってグローバルユーザーの用に供しうる情報源も極めて限定的であった。

2. 研究の目的

グローバル化が進む国際社会の中で、情報発信力の点で劣る日本法の現状に鑑み、日本法のどこが、なぜ不透明なのかを分析して情報発信力を高めるための一助とするとともに、グローバル・ユーザーの声をも取り入れて、日本法をよりよくするための具体策を提言しようとするを目的として特定領域研究「日本法の透明化」が立ち上げられた。このような必要性に応じるためには、ひとつの法分野のみを個別に取り上げたのでは不十分であり、国際取引に関係する諸法を横断的に視野に入れて行動を起こさなければならない。それには複数の研究項目について同時に計画研究をたてて遂行できる特定領域を設定することが必要となる。本領域は、日本法を体系的に検索機能も併せ持った独自のウェブサイトから発信し、改定すべき点を外部の視点から明らかにしようとするものである。

「日本法の透明化」は11の計画研究からなり、その一が特許と商標を扱う本研究である。この分野における日本の法律はWTOおよびWIPOの諸条約を受けて頻繁な改正を重ねており、法の国際的ハーモニゼーションは相当程度進んでいるものの、属地主義、特許独立の原則が妥当するこの分野にあっては日本独自の規定があるほか、判例法にも独自の展開があるため、これらを総合的にとりまとめ情報提供する。また欧米で議論されている新しい問題点に関する日本の現状について紹介しかつ提言することで、学術的な双方向の対話を活性化する。

3. 研究の方法

第一に、日本の特許及び商標に関する総合的情報発信、という目的のためにとる具体的手法としては、著作権を担当する研究計画と共同で、最高裁及び下級審の重要判例の選択、英文訳を進めるとともに、これらの分野の重要論点に関する概説を執筆し、その英語による法情報を本領域のウェブサイトアップロードして日本の知的財産法の透明化という目的のために供する。

第二に、本領域総括班が計画する分野横断的なシンポジウムに参加し、知的財産法における特殊性を洗い出し、その理由がどこにあるのかを明らかにする。

第三に、ライセンスや担保といった形で、知的財産権が国際取引において重要な位置を占める傾向が一層強まりつつあるにもかかわらず、知的財産と渉外民事訴訟の包括的な分析は日本では進められてこなかったため、国際取引の文脈で重要であるにもかかわらず検討が進んでいない知的財産権訴訟の国際裁判管轄、準拠法、外国判決承認について立法論を提言する。

第四に、前提として特許および商標に関する個別論点の研究を各メンバーが進める。

4. 研究成果

本領域に属する著作権班(研究代表:小島立)と共同で、日本の知的財産法に関する総合ポータルを作成した。(URLは、以下の通り。

<http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/ip/index.html>)このポータルからは、全部で131の知的財産権に関する重要判例の事実の概要と判旨が英文で入手できるようになっているが、そのうち特許関係の判例は64、商標関係の判例は30となっている。このほか、特許発明の対象となる発明と特許権利者、特許申請、特許権の効果と侵害、の3つの主要課題について英文で詳細な解説を入手することもできる。

日本の特許及び商標に関する特殊性の洗い出し、その基底にある問題点の法理論的分析を、2回のシンポジウムにおいて行った。一つ目は、平成20年11月に開催されたシンポジウム「ここがヘンだよ日本法」であり、その成果はNBL900号(2009年)78-103頁に発表した。このシンポジウムでは、知的財産法に焦点を絞り、他国に見られない理論、運用について分析を進めた。二つ目は、一つ目のシンポジウムで発見された問題点を、整理し、その基底にある問題点を洗い出すことを目的に、平成21年7月25日に行われたものである。この成果は、ジュリスト1394号(2010年)に「日本法の基層」として特集として掲載された。

第三の立法案の提言は、研究期間6年間の後半を用いて行われた。知的財産権が国際取引において様々な形で関係するようになっており、必然的に国際民事紛争に発展する結果となって現に日本でも最高裁判決が出るなど、実務的には事態が進んでいるにも関わらず、それに関する理論的検討は日本では進ん

でいなかったため、先行業績としてのアメリカ法律協会およびマックスプランク研究所の成果に学びつつ、独自に立法案を策定した。メンバーのみならず実務家をお招きして研究会を重ねて策定した案を、アメリカ法律協会原則案を作成したレポーターのお1人であるデスモンテ・ローザンヌ大学名誉教授、およびマックスプランク研究所所長のバセドウ教授を初めとする研究メンバー4名を交えて、平成21年5月に国際シンポジウムを開催した。その後更に検討を進め、シンポジウムの成果は、河野俊行編「知的財産権と涉外民事訴訟」(弘文堂)およびJurgen Basedow/Toshiyuki Kono/Axel Metzger (eds.), Intellectual Property in the Global Arena - Jurisdiction, Applicable Law, and the Recognition of Judgments in Europe, Japan and the US (Mohr Siebeck)として平成22年夏に刊行されることになっている。

最後に、これらの活動の基礎となる特許及び商標に関する個別論点の研究が各メンバーによって着実に6年間継続して行われ、その成果として次項に掲げる業績一覧に掲げるような多くの論稿を世に送り出すことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計94件)

- ① Toshiyuki KONO, Intellectual Property Rights, Conflict of Laws and International Jurisdiction: Applicability of ALI Principles in Japan?, Brooklyn Journal of International Law, Vol. 30, No. 3, (2005年) pp. 865-883.
- ② 河野俊行「外国特許を受ける権利に対する特許法35条の適用可能性について(1)」民商法雑誌、査読有、132巻4・5号(2005年)586-603頁、同(2)6号(2005年)852-863頁
- ③ 熊谷健一「特許権の一部の訂正」『平成20年度重要判例解説』、査読無、305頁~307頁(2009年)
- ④ 熊谷健一「複数請求項に係る発明のうちの一部訂正の可否(最高裁第一小法廷平成20年7月10日、平成19年(行ヒ)第318号特許取消決定請求事件)」、査読無、AIPPvol. 54、114頁~133頁(2009年)
- ⑤ 熊谷健一「職務発明と外国において特許を受ける権利」『平成18年度重要判例解説』、査読無、271頁~272頁(2007年)
- ⑥ 熊谷健一「発明の定義について(知的財産権訴訟の動向と課題-知財高裁1周年-審決取消訴訟)」、査読無、金融・商事判例・増刊号(2006年)94-99頁
- ⑦ 熊谷健一「職務発明制度の改正の意義と課題(九州大学法学部創立八十周年記念論文集特集:司法制度改革とその周辺)」、法政研究 査読有 71巻3号(2005年)431-444頁
- ⑧ 熊谷健一「実用新案法の改正と今後の課題に関する一考察」相澤英孝・大淵哲也ほか編『知的財産法の理論と現代的課題-中山信弘先生還暦記念論文集』、査読無、弘文堂(2005年)320-331頁

- ⑨ 茶園成樹「新聞社の商標登録出願等による新規参入の排除」(公取委平成12年2月28日同意審決) 舟田正之・金井貴嗣・泉水文雄編『経済法判例・審決百選』、査読無、(有斐閣、(2010年)30~31頁)
- ⑩ 茶園成樹「知的財産法判例の動き」平成21年度重要判例解説、査読無、(ジュリスト1398号)293~301頁(2010年)
- ⑪ 茶園成樹「知的財産権関係事件の国際裁判管轄」国際私法年報、査読有、11号57~84頁(2010年)
- ⑫ 茶園成樹「物品を分解しなければ見えない部位と意匠法」(知財高判平成20年1月31日)、査読無、L&T42号70~78頁(2009年)
- ⑬ 茶園成樹「T.L.O.(技術移転機関)」村林隆一=小松陽一郎編『特許・実用新案の法律相談(第3版)』、査読無、(青林書院、2009年)720~725頁
- ⑭ 茶園成樹、半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタル[23条~90条の3]』、査読無、(勁草書房、2009年)(執筆部分:35条)260~271頁
- ⑮ 茶園成樹「無効理由を有する商標権の行使」、査読無、L&T43号51~63頁(2009年)
- ⑯ 茶園成樹「職務発明の成立要件としての職務該当性」(最判昭和43年12月13日)小野昌延先生喜寿記念『知的財産法最高裁判例評釈大系[I]』、査読無、(青林書院、2009年)82~90頁
- ⑰ 茶園成樹「物品の相違と意匠の類否」(最決平成15年11月21日)小野昌延先生喜寿記念『知的財産法最高裁判例評釈大系[II]』、査読無、(青林書院、2009年)125~139頁
- ⑱ 茶園成樹「編集著作物(3)-会社案内」(東京高判平成7年1月31日)中山信弘・大淵哲也・小泉直樹・田村善之編『著作権判例百選(第4版)』、査読無、(有斐閣、2009年)48~49頁
- ⑲ 茶園成樹「ロックバンドのロゴ入り商品の販売による商標権侵害の成否」(知財高判平成20年3月19日)、査読無、L&T40号56~63頁(2008年)
- ⑳ 茶園成樹「北朝鮮の著作物について我が国が保護する義務を負わないと判断された事例」(東京地判平成19年12月14日)、査読無、知財管理58巻8号1099~1103頁(2008年)
- ㉑ 茶園成樹「『引用』の要件について」、査読無、コピライト565号2~20頁(2008年)
- ㉒ 茶園成樹「英米法における翻案」、査読無、著作権研究34号66~73頁(2008年)
- ㉓ 茶園成樹「著作権制度のリフォームについて」、査読無、知財研フォーラム75号2~8頁(2008年)
- ㉔ 茶園成樹「被告標章が商品の品質、原材料を普通に用いられる方法で表示するものであるとして、商標法26条1項2号により、原告の商標権が及ばないとされた事例」(東京地判平成18年10月26日)判例評論590号、査読無、(判例時報1993号)186-191頁(2008年)
- ㉕ 茶園成樹「テレビ番組録画視聴サービスにおける複製の主体」(知財高決平成17年11月15日)小松陽一郎先生還暦記念論文集『最新判例知財法』、査読無、(青林書院、2008年)705-719頁
- ㉖ 茶園成樹「商標権の効力の制限について:商標法26条1項2号~4号と権利行使制限の

抗弁・商標の使用論との関係を中心に」高林龍編『知的財産法制の再構築（早稲田大学21世COE叢書：企業社会の変容と法創造第7巻）』、査読無、（日本評論社、2008年）261-279頁

⑦茶園成樹『「引用」の要件について』、査読無、コピライト565号2-20頁（2008年）

⑧茶園成樹「登録商標が付されたインクボトルへのインクの詰替え」（東京高判平成16年8月31日）『商標・意匠・不正競争判例百選』、査読無、（有斐閣、2007年）54-55頁

⑨茶園成樹「顧客吸引力の保護」、査読無、日本工業所有権法学会年報30号（2007年）106-122頁

⑩茶園成樹「商標権の間接侵害について」牧野利秋＝飯村敏明＝三村量一＝末吉互＝大野聖二編『知的財産法の理論と実務③商標法・不正競争防止法』、査読無、新日本法規（2007年）129-142頁

⑪茶園成樹「訂正審判請求の承諾義務」山上和則＝藤川義人編『知財ライセンス契約の法律相談』、査読無、青林書院（2007年）551-556頁

⑫茶園成樹「インドネシアにおける知的財産法制とエンフォースメントの現状」アジア太平洋知的財産法制研究会編『アジア諸国における知的財産権の行使（エンフォースメント）（別冊NBL NO.109）』、査読無、商事法務（2006年）7-16頁

⑬茶園成樹「ソフトウェアの製造販売と特許法101条2号・4号所定の間接侵害——太郎事件大合議判決』、査読無、ジュリスト1316号（2006年）14-22頁

⑭茶園成樹「雇用契約と職務著作」大阪大学大学院法学研究科附属法政実務連携センター編『企業活動における知的財産』、査読無、大阪大学出版会（2006年）1-25頁

茶園成樹「著作権法の最近の諸問題——権利制限に関する3つの問題」ジュリスト1326号（2006年）62-74頁

⑮茶園成樹「独占禁止法と知的財産法・不正競争防止法」丹宗暁信＝厚谷襄児編『新現代経済法入門（第3版）』、査読無、法律文化社（2006年）258-269頁

⑯茶園成樹「通常実施権者の訂正審判請求に対する承諾義務」、査読無、発明103巻2号（2006年）81-86頁

⑰茶園成樹「アニメーション映画の題号と不正競争防止法』、査読無、コピライト542号（2006年）14-18頁

⑱茶園成樹「専用実施権を設定した特許権者がその特許権に基づく差止請求をすることの可否」（最判17年6月17日）、査読無、平成17年度重要判例解説（ジュリスト1313号）（2006年）280-281頁

⑲茶園成樹「記事見出しの著作物性とその利用による不法行為の成否」（知財高判平成17年10月6日）、査読無、知財管理56巻7号（2006年）1063-1068頁

⑳茶園成樹「特許権侵害の準拠法」国際私法年報、査読有、6号（2005年）33-62頁

㉑茶園成樹「営業秘密の民事上の保護』、査読無、日本工業所有権法学会年報28号（2005年）37-48頁

㉒茶園成樹 Copyright Ownership, in Peter Ganea, Christopher Heath and Hiroshi Saito (eds.) Japanese Copyright Law: Writing in Honour of Gerhard Schrickler（2005年）pp. 31-40

㉓茶園成樹「知的財産関係事件を取り扱う裁判所の集中化と専門化』、査読無、ジュリスト1293号（2005年）56-61頁

㉔茶園成樹「EU意匠法制における独自性要件」中山信弘先生還暦記念『知的財産法の理論と現代的課題』、査読無、弘文堂（2005年）459-472頁

㉕茶園成樹「ドイツにおける応用美術の保護——意匠法と著作権法の関係（上・下）』、査読無、DESIGNPROTECT（2005年）68号2-6頁、69号2-5頁

㉖大淵哲也＝茶園成樹＝平嶋竜太＝蘆立順美＝横山久芳『知的財産法判例集』、査読無、有斐閣（2005年）139-185頁、379-394頁

㉗茶園成樹「産地表示と商標法・不正競争防止法」（奈良地判平成15年7月30日）、査読無、発明102巻4号（2005年）82-89頁

㉘茶園成樹「ニュース番組における他社制作ビデオの一部利用と著作権侵害」（大阪地判平成5年3月23日）、査読無、メディア判例百選（2005年）200-201頁

㉙茶園成樹「商標法における並行輸入論と商標的機能論の関係』、査読無、知財ぶりずむ20号（2004年）20-26頁

㊀茶園成樹「映画の著作者・著作権者について』、査読無、コピライト522号2-17頁（2004年）

㊁茶園成樹「インターネットと知的財産法」高橋和之＝松井茂記編『インターネットと法（第3版）』、査読無、有斐閣（2004年）235-296頁（青江秀史氏と共著）

㊂茶園成樹「意匠・デザインはどのような法律で保護されるか」小谷悦司＝小松陽一郎編『意匠・デザインの法律相談』、査読無、青林書院（2004年）147-152頁

㊃茶園成樹「意匠法での意匠・デザインの保護」小谷悦司＝小松陽一郎編『意匠・デザインの法律相談』、査読無、青林書院（2004年）153-158頁

㊄茶園成樹「並行輸入」（最判平成15.2.27）、査読無、国際私法判例百選（2004）98-99頁

㊅島並良「特許権はどこまで『物権』たり得るのか——国内実質法研究者の視点からのコメント」国際法外交雑誌、査読有、106巻4号（2008年）211-212頁

㊆島並良「htmlファイルのメタタグへの記述と商標としての使用」『最新判例知財法（小松陽一郎還暦記念）』、査読無、（青林書院、2008年）364-374頁

㊇島並良「特許ライセンスをめぐる最近の立法動向』、査読無、リーガルマインド282号（2008年）3-41頁

㊈島並良「特許製品の保守行為と特許権侵害の成否』、査読無、L&T39号52-59頁（2008年）〔台車固定装置事件第1審〕

㊉島並良・大塚理彦・福田あやこ「職務発明訴訟における包括クロスライセンス契約による使用者利益の算定』、査読無、NBL号（2008年）13-22頁

㊊島並良「発明をめぐる取引と特許権の排他的効力の範囲』、査読無、日本工業所有権法学会年報31号（2008年）1-24頁

㊋島並良「著作権ライセンスの法的地位』、査読無、コピライト569号（2008年）2-16頁

㊌島並良「著作者人格権の客体』、査読無、著作権研究33号（2008年）36-42頁

㊍島並良「著作権の間接侵害をめぐる立法のあり方（上）』、査読無、知財研フォーラム75

号(2008年)28-31頁
62 島並良「権利制限の立法形式」、査読無、
著作権研究 35号(2008年)90-108頁
63 島並良「外国特許権に基づく使用者利益に
ついて日本特許法 35 条の類推適用が肯定さ
れた事例」、査読無、L&T34号42-55頁(2007
年)〔日立製作所職務発明事件上告審〕
64 島並良「被用者が入社前にした考案の使用
者への承継に関する黙示契約の成否と対価」、
査読無、知財管理 56 卷 1号(2006年)
123頁〔育良精機製作所事件控訴審〕
65 島並良「著作権侵害の関与者に対する帰
責」、査読無、ソフトウェア情報センター編
『ソフトウェア開発・販売と著作権の間接侵
害規定に関する調査研究』ソフトウェア情報
センター(2006年)7-30頁
66 島並良「商標法における商標の類否判断」
日本ネットワークインフォメーションセン
ター編、査読無、『JP-DRP 裁定例検討最終報
告書』日本ネットワークインフォメーション
センター(2006年)22-26頁
67 島並良「職務発明をめぐる諸課題の論点整
理」法政策研究会編『法政策学の試み
(法政策研究第8集)』、査読無、
信山社(2006年)73-79頁
68 島並良「商標法 4 条 1 項 8 号所定の『他人
の名称の著名な略称を含む商標』該当性」、
査読無、平成 17 年度重判解説(2006年)
284-285頁〔国際自由学園事件上告審〕
69 島並良「東京高裁の『考え』を読む」ジュ
リスト 1286号、査読無、(2005年)78-79頁
〔日亜化学工業事件控訴審和解〕=英語翻訳
を再録: "The Nichia Corporation Employee
Invention Case Settlement - Interpreting
the Tokyo High Court's Reasoning-"
A. I. P. P. I., Vol. 30 No. 6, (2005) 306-310
70 島並良「職務発明制度の理論的基礎」Law &
Technology 27号、査読無、
(2005年)112-119頁
71 島並良「外国特許を受ける権利に関する職
務発明対価請求の可否」ジュリスト 1296号、
査読無、(2005年)78-83頁
72 島並良「職務発明に関する権利の配分と帰
属」相澤英孝ほか編『知的財産法の理論と現
代的課題-中山信弘先生還暦記念論文集』、
査読無、弘文堂(2005年)109-125頁
73 島並良「職務発明対価請求権の法的性質」、
査読無、特許研究 39号(2005年)21-31頁、
特許研究 42号(2006年)5-12頁
74 横山久芳「特許製品のリサイクル品の販売
に特許権侵害が認められた事例」特許研究 45
号、査読無、52頁~71頁(2008年)
75 横山久芳「特許製品であるインクタンクの
再生品の輸入販売と特許権の消尽」『平成 19
年度重要判例解説』、査読無、
292頁~294頁(2008年)
76 横山久芳「単一の色彩の商品表示該当性-
it's シリーズ事件」『知的財産権研究 V』、
査読無、43頁~78頁(2008年)
77 横山久芳「デジタル・コンテンツの利活用
と著作権制度」CRIC 著作権研修講座講演録、
査読無、45頁~89頁(2008年)
78 横山久芳「特許権の消尽」知財研フォー
ラム 72号、査読無、24頁~36頁(2008年)
79 横山久芳「職務発明制度をめぐる法改正と
その後の動き」ジュリスト 1326号、査読無
(2007年)52頁~61頁
80 横山久芳「創作投資の保護」日本工業所有
権法学会年報 30号、査読無、

(2007年)123頁~158頁
81 横山久芳「発明者の権利」法学教室 322号、
査読無、(2007年)142頁~155頁
82 横山久芳「登録商標「国際自由学園」が商
標法 4 条 1 項 8 号所定の他人の著名な略称
を含む商標に当たらないとした原審の判断
に違法があるとされた事例」判例評論 580号、
査読無、(2007年)188頁~196頁
83 横山久芳「創作投資の保護」工業所有権法
学会年報 30号、査読無、(2007年6月)
84 横山久芳「登録商標「国際自由学園」が商
標法 4 条 1 項 8 号所定の他人の著名な略称を
含む商標に当たらないとした原審の判断に
違法があるとされた事例」判時 1962号、査
読無、188~196頁、(2007年)
85 横山久芳「請求主体性(2)」『商標・意匠・
不正競争判例百選(第3版)』査読無、
186頁~187頁(2007年)
86 横山久芳「特許製品の再利用と消尽理論」
知財管理 56 卷 11号、査読無、
(2006年)1675頁~1695頁
87 横山久芳「商標登録無効審判請求と除斥期
間の遵守」民商法雑誌、査読有、
133 卷 6号(2006年)103頁~108頁
88 横山久芳「著作権の保護期間に関する考察
-「ローマの休日」東京地裁仮処分決定に接
して」NBL844号、査読無、(2006年)
32頁~39頁
89 横山久芳「職務発明をめぐる最近の動向に
ついて」日本労働研究雑誌 541 卷 8号、査読
無、(2005年)4頁~23頁
90 横山久芳「職務発明における「相当の対価」
の基本的考え方」知的財産法の理論と現代的
課題-中山信弘先生還暦記念論文集、査読無、
(2005年)68頁~90頁
91 横山久芳「他人の氏名の商標登録と承諾」
ジュリスト 1291号、査読無、
(2005年)270頁~271頁
92 横山久芳「情報誌「ケイコとマナブ」編集
著作権事件」コピーライト 523号、査読無、
(2004年)32頁~39頁

〔学会発表〕(計2件)

① 茶園成樹「知的財産権関係事件の国際裁判
管轄」国際私法学会第 118 回大会シンポジウ
ム「国際裁判管轄立法に向けて(その2)」、
2008年10月13日(月・祝日)立教大学
② 茶園成樹「英米法における翻案」著作権法
学会シンポジウム「翻案について」、2007年
5月26日(土)学術情報センター 一橋記念
講堂

〔図書〕(計1件)

① Toshiyuki Kono (ed.), Intangible
Cultural Heritage and Intellectual
Property - Communities, Cultural
Diversity and Sustainable Development,
(Intersensia, Antwerp/Oxford/Portland),
(2009), pp. 415 .

〔産業財産権〕

○出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/ip/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河野 俊行 (KONO TOSHIYUKI)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：80186626

(2) 研究分担者

熊谷 健一 (KUMAGAI KENICHI)
明治大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：20264004

茶園 成樹 (CHAEN SHIGEKI)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号：30217252

島並 良 (SHIMANAMI RYO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20282535

(3) 連携研究者

横山 久芳 (YOKOYAMA HISAYOSHI)
学習院大学・法学部・准教授
研究者番号：30313050